

議案第 15 号

橋本市立文教施設基金条例について

橋本市立文教施設基金条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 11 月 30 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 橋本市立文教施設基金条例

### (設置)

第 1 条 橋本市立文教施設利用に関する条例（平成 18 年橋本市条例第 107 号）第 3 条に規定する文教施設（以下「文教施設」という。）の維持管理の財源に充てるため、橋本市立文教施設基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に定める額とする。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立て額相当額を増加するものとする。

### (管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第 6 条 市長は、文教施設の維持管理の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

### (委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。